

## ○伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、太陽光エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年規則第42号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、住宅用太陽光発電システムとは、住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、最大出力10キロワット未満の装置とし、電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結するものをいう。

(対象者)

**第3条** 補助金の対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 伊豆市に居住している者、又は伊豆市に居住する予定の者で、補助事業完了時に、伊豆市に住民登録があること。
- (2) 既に居住している住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を初めて設置する者、又は新築する住宅に発電システムを設置しようとする者（未使用の発電システムが設置された新築の住宅を購入しようとする者を含む。）
- (3) 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助の対象経費及び補助金の額)

**第4条** 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額	補助回数
発電システムの設置に要する経費	設置する発電システムの最大出力の値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。	補助金の交付は、発電システムを初めて設置する場合の1回限りとする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、発電システムの設置前（既に発電システムが設置されている新築の住宅を購入する場合にあっては、当該住宅を購入する前）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置費に係る見積書の写し及びその内訳書の写し
- (2) 発電システムの形状、規格等を説明できる資料
- (3) 世帯全員の市町村税の納税証明書（申請年度の前年度のもの。）
- (4) 発電システム等を設置する住宅への案内図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、交付すべきであると認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該申請者に伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、発電システムの設置が完了した日、又は工事代金を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置前後の写真
- (3) 電力会社への電力受給申込書の写し
- (4) 発電システム等を設置した住宅への案内図
- (5) 設置した機器の配置図
- (6) 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの。）
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（交付の確定）

**第8条** 市長は、前条の補助事業完了報告書により完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、当該報告者に伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書（以下「補助金交付確定通知書」という。）により通知するものとする。

（請求の手続）

**第9条** 補助決定者は、補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内に請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年4月1日告示第48号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月26日告示第7号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第39号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第73号の4）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

(申請者)  
郵便番号  
住 所  
フリガナ  
氏 名 ⑩  
(代表者氏名)  
電話番号

伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 内 訳	施行箇所	郵便番号 410- 伊豆市			
	住宅の区分 <small>(いずれかに○印をつけてください)</small>	(1) 新築 (2) 既築 (3) 建売購入			
	最大出力	kW			
	添付書類	発電システム等の見積書及びその内訳書の写し 発電システム等の形状、規格等の資料 市町村税の納税証明書(世帯員全員分) 発電システム等を設置する住宅への案内図 その他必要とする書類			
2	事業等の経費	総額	市補助金	自己負担	その他補助金
		円	円	円	円
3	事業開始(着手)予定	年 月 日			
4	事業完了予定	年 月 日			

(注) 市補助金以外で補助等を交付された金額を「その他補助金」に記入すること。

税務担当課等に対する市税等の納付状況照会及び関係書類確認の同意

私は、当該事業の取扱いを行う担当課員が、税務担当課等に対して私及び同一世帯員の市税等の納付状況照会及び関係書類の確認を行うことに同意します。

同意者氏名 ⑩

年 月 日

伊豆市長 様

住 所  
氏 名

印

補助事業完了報告書

年 月 日付け 第 号に係る事業が次のとおり完了したので報告します。

記

- 1 完了の年月日： 年 月 日
- 2 補助金交付申請書と相違した場合はその理由

(添付資料)

- (1) 発電システムの設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
- (2) 設置の写真(設置前・設置後)
- (3) 電力会社への電力受給申込書の写し
- (4) 発電システムを設置した住宅への案内図
- (5) 設置した機器の配置図
- (6) 世帯員全員の住民票(続柄記載のあるもの。)

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により補助金等交付の確定を受けた伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆市長 菊地 豊 様

住 所  
(所在地)  
名 称  
氏 名

㊞

口座振替先

金融機関名 \_\_\_\_\_  
支 店 名 \_\_\_\_\_  
口 座 名 義 \_\_\_\_\_  
口 座 種 別 \_\_\_\_\_  
口 座 番 号 \_\_\_\_\_